

○総務省訓令第 43 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 9 月 28 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙 2 （第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>[ 1 略]</p> <p>2 公共業務用無線局</p> <p>(1) 公共業務用（通信事項が防災行政事務に関する事項又は防災行政事務に係る無線設備の運用監理に関する事項の無線局（以下この(1)において「防災行政無線局」という。）の場合に限る。）</p> <p>防災行政無線局の審査は次の基準（狭帯域デジタル通信方式を使用する固定局にあつては、次の基準のほか、4(14)の基準）により行う。</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 用語の意義</p> <p>[ア)～(ホ) 略]</p> <p><u>(マ) 「可搬型予備同報装置」とは、災害等によりデジタル同報通信系の固定局が運用できない場合及びその訓練の場合に限り、当該固定局の設置場所においてのみ使用する、当該固定局の予備の無線設備をいう。</u></p> <p>[ウ・エ 略]</p> <p>オ 通信系別の審査は次の規定により行う。</p> <p>[ア)～(ウ) 略]</p> <p>(エ) 同報系</p> <p>A 周波数の指定</p> <p>(A) 同報通信系及びデジタル同報通信系の固定局の周波数の指定は、別表(1)―3により行うこと。<u>なお、機器更改等により異なる変調方式に移行する場合には、そ</u></p>	<p>別紙 2 （第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>[ 1 同左]</p> <p>2 公共業務用無線局</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ 用語の意義</p> <p>[ア)～(ホ) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[ウ・エ 同左]</p> <p>オ 通信系別の審査は次の規定により行う。</p> <p>[ア)～(ウ) 同左]</p> <p>(エ) 同報系</p> <p>A 周波数の指定</p> <p>(A) 同報通信系及びデジタル同報通信系の固定局の周波数の指定は、別表(1)―3により行うこと。</p>

それぞれの変調方式において別表(1)―3を基本とし、必要最小限の周波数を指定すること。

[B] 略]

(C) 予備の同報親局等(予備の中継局を含む。以下この(エ)において同じ。)の周波数の指定は、「この周波数の使用は、災害等により同報親局等が運用できない場合及びその訓練の場合に限る。」旨の附款を付すものとする。

B 防災行政無線局のうち、同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備

(A) 無線設備(通信の相手方となる受信設備を含む。)は、申請者以外の者が設置する有線電気通信設備に接続しないものであること。ただし、次に掲げる場合を除く。

a 電気通信事業者が設置する電気通信回線設備を連絡線に使用する場合であって、コに掲げる要件を満たすもの。

[b 略]

[(B)・(C) 略]

(D) 可搬型予備同報装置は、当該固定局の設置場所においてのみ使用するものであり、かつ、当該固定局と同一の周波数を使用し、送信諸元は当該固定局のカバーエリアを超えないものであること。

C 予備の同報親局等を開設する場合は、次の条件に適合するものであること。

(A) 同報親局等と同一の周波数を使用し、送信諸元は同報親局等のカバーエリアを超えないものであること。

(B) 設置場所が防災上適切であること。

(C) 災害等により同報親局等が運用できない場合及びその訓練の場合に限り運用するものであること。

[D～N 略]

[カ～セ 略]

別表(1)―2―2 市町村デジタル移動通信系(四値周波数偏位変調を使用するものに限る。)の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

周波数の割当てについて、次によりあらかじめ各市町村等に対す

[B] 同左]

[新設]

B 防災行政無線局のうち、同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備

(A) 無線設備(通信の相手方となる受信設備を含む。)は、申請者以外の者が設置する有線電気通信設備に接続しないものであること。ただし、次に掲げる場合を除く。

a 電気通信事業者が設置する電気通信回線設備を連絡線に使用する場合であって、クに掲げる要件を満たすもの。

[b 同左]

[(B)・(C) 同左]

[新設]

C 予備の同報親局等を開設する場合は、次の条件に適合するものであること。

(A) 予備の同報親局等は1局であること。

[B] 同左]

(C) 同報親局等において、予備の同報親局等の制御が可能であること。

[D～N 同左]

[カ～セ 同左]

別表(1)―2―2 市町村デジタル移動通信系(四値周波数偏位変調を使用するものに限る。)の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

周波数の割当てについて、次によりあらかじめ各市町村等に対す

る使用計画を作成し、これに従って行うものとする。

[A 略]

B 四分の $\pi$ シフト四相位相変調を使用する市町村デジタル移動通信系を整備している市町村等である場合は、整備できないものとする。ただし、機器更改等のため、四分の $\pi$ シフト四相位相変調を使用する市町村デジタル移動通信系から、四値周波数偏位変調を使用する市町村デジタル移動通信系に移行する場合はこの限りでない。

[(2)・(3) 略]

附 則

この訓令は、令和3年9月28日から施行する。

る使用計画を作成し、これに従って行うものとする。

[A 同左]

B 四分の $\pi$ シフト四相位相変調を使用する市町村デジタル移動通信系を整備している市町村等である場合は、整備できないものとする。

[(2)・(3) 同左]